

令和5年度 平戸市立南部中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

生徒の人権を守り、安心・安全な学校生活を送ることができるよう学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むためいじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2. いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた組織的取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

3. いじめ防止のための校内組織及び指導協力体制

いじめ防止のため別に定める「いじめ防止対策委員会」を設置し、より多くの関係者が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関連団体と組織的に連携・協働する体制を構築し、本校におけるいじめに関する対応を行う。

4. いじめ防止の取組

いじめを防止するために、いじめは「いつでも」「どこでも」「だれにでも」起こり得るという認識のもとに、以下のことを重点的に取り組む。

<教職員の取組>

(1) 校内指導体制の確立

- ①全職員の情報交換（報告・連絡・相談）を密にし、共通理解・共通実践の推進を図る。
- ②週に1回、生徒指導部会を実施して、情報の共有、生徒指導の助言等を行い未然防止に努める。

(2) 教師の指導力の向上

- ①「セーフティ」、「カウンセリング」、「ガイダンス」、「チーム」の4つの柱を軸とした生徒指導の実践を図る。
- ②いじめ防止のための諸資料を基に、研修の機会を設ける。

(3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

- ①「他者を思いやる心」、「周囲を認める態度」、「感謝をする心」などを普段の生活の中から意識させ、実践態度を身に付けさせる。

(4) 道徳的実践力を培う道徳教育の実践

- ①道徳の授業を軸として、人権感覚（自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること）を育てる。
- ②自分の意見と他者の意見を照らし合わせながら、道徳的価値を高めさせる。

(5) 生徒の自己肯定感の育成

- ①諸活動を通して、達成感、充実感を味わわせ、主体的に取り組む姿勢を身に付けさせるとともに目標を達成する喜びを実感させる。

<生徒の取組>

- (1) 生徒会活動においていじめのない学校生活を目指し、生徒が主体的に取り組む活動を計画的に行う。

<保護者の取り組み>

- (1) 家庭やPTA・地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

5. いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめを深刻化させないためにも、いじめを解消するためにも重要である。そのためいじめの早期発見のための手立てとして次の取組を行う。

<教職員の取組>

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査(学期に2回程度)や個人面談(年3回程度)等の実施
- (3) 教育相談体制の整備
- (4) 情報の発信及び収集
- (5) 相談機関等の周知及び連携

<生徒の取組>

- (1) 生徒会によるいじめ根絶の目標の設定や生活ノート等による相談
- (2) いじめ発見時の保護者や先生への報告

<保護者の取組>

- (1) 家庭や地域との連携による情報の共有化
- (2) いじめについての相談体制の確立

6. いじめに対する措置について

<教職員の取組>

- (1) いじめの発見や相談を受けた場合は、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者と協力して対応する。
- (2) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」へ報告し、委員会は速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を行う。
- (4) 重大事態に対しては教育委員会へ報告し、関係諸機関と連携して対応する。

<生徒の取組>

- (1) 生徒会で学校や学級におけるいじめ根絶の取組を行い、被害生徒と被害生徒に寄り添った仲間づくりを行う。
- (2) いじめを行わないことはもちろん、見て見ぬふりをする事なく、いじめをやめさせるための行動を行い、いじめが確認された場合は、いじめをやめさせる。
- (3) いじめを放置せず、自ら解決することが困難な場合は、周囲の生徒や教職員に助けを求める。

<保護者の取組>

- (1) いじめが確認された場合には、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の保護者に事実関係を伝え、いじめ解消に向けての助言を行い、該当生徒への指導を行う。

7. 年間計画

時 期	実施形態	内 容
年度当初	職員会議 校内研修	○いじめ防止基本方針の決定・確認 ○年間計画の決定・確認
始業式 入学式	生徒及び 保護者説明	○いじめ防止基本方針の周知
通年週1回	職員朝会 生徒指導部会	○生徒指導報告会 ○生徒情報交換
各学期 2回程度	随時	○いじめ（生活）アンケート実施 ○生徒面談（必要に応じて）
各学期 1回程度	校内研修	○アンケート結果総括 ○具体的な対応について